（旧教育長に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に在職するこの法律による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第十六条第一項の教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）は、その教育委員会の委員（以下単に「委員」という。）としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

2　前項の場合においては、この法律による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「新法」という。）第二章（第二条を除く。）、第二十五条、第二十六条、第三十四条、第三十七条、第三十八条及び第六十条第六項の規定は適用せず、旧法第二章（第二条を除く。）、第二十六条、第二十七条、第三十四条、第三十七条、第三十八条及び第六十条第六項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第十一条第六項中「基本理念」とあるのは「基本理念及び大綱」と、「則して」とあるのは「則して、かつ、児童、生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期して」と、旧法第六十条第六項中「第二十三条」とあるのは「第二十一条」とする。

3　前項の場合においては、旧教育長の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日。附則第五条において同じ。）において旧法第十二条第一項の教育委員会の委員長である者の当該委員長としての任期は、同条第二項の規定にかかわらず、その日に満了する。

（新教育長の任命に関する経過措置）

第三条　新法第四条第一項の規定による新法第十三条第一項の教育長（附則第五条において「新教育長」という。）の任命のために必要な行為は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（新たに任命される委員の任期の特例）

第四条　施行日から四年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、新法第五条第一項の規定にかかわらず、当該委員の任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、一年以上四年以内で当該地方公共団体の長が定めるものとする。

（新教育長が任命されるまでの間の経過措置）

第五条　施行日（附則第二条第一項の場合にあっては、旧教育長の委員としての任期が満了する日）以後最初に新法第四条第一項の規定により新教育長が任命されるまでの間は、地方公共団体の長は、委員のうちから、新教育長の職務を行う者を指名することができる。

（地方自治法の一部改正）

第六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「教育委員会の」の下に「教育長又は」を加える。

第百二十一条第一項中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

第百八十条の二中「委員長」の下に「（教育委員会にあつては、教育長）」を加え、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第百八十条の五第六項及び第七項中「委員会の委員」の下に「（教育委員会にあつては、教育長及び委員）」を加える。

第二百四条第一項中「の委員」の下に「（教育委員会にあつては、教育長）」を加える。

第二百五十二条の九第二項中「委員会の委員」の下に「（教育委員会にあつては、教育長及び委員）」を加え、同条第四項中「委員会の委員」の下に「（教育委員会にあつては、教育長及び委員）」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第二百五十二条の十中「委員会の委員」の下に「（教育委員会にあつては、教育長及び委員）」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第二百五十二条の十一第一項中「委員会の委員」の下に「（教育委員会にあつては、教育長及び委員）」を加える。

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　附則第二条第一項の場合においては、前条の規定による改正後の地方自治法第十三条第三項、第百二十一条第一項、第百八十条の二、第百八十条の五第六項及び第七項、第二百四条第一項、第二百五十二条の九第二項及び第四項、第二百五十二条の十並びに第二百五十二条の十一第一項の規定は適用せず、前条の規定による改正前の地方自治法第十三条第三項、第百二十一条第一項、第百八十条の二、第百八十条の五第六項及び第七項、第二百四条第一項、第二百五十二条の九第二項及び第四項、第二百五十二条の十並びに第二百五十二条の十一第一項の規定は、なおその効力を有する。

（教育公務員特例法の一部改正）

第八条　教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

目次及び第二条第一項中「教育長及び」を削る。

第二章第三節の節名を次のように改める。

第三節　専門的教育職員

第十六条を次のように改める。

第十六条　削除

（教育公務員特例法の一部改正に伴う経過措置）

第九条　附則第二条第一項の場合においては、前条の規定による改正後の教育公務員特例法第二条第一項及び第十六条の規定は適用せず、前条の規定による改正前の教育公務員特例法第二条第一項及び第十六条の規定は、なおその効力を有する。

（社会教育法の一部改正）

第十条　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「、教育長を経て」を削り、「左の」を「次の」に改める。

第二十八条中「、教育長の推薦により」を削る。

（社会教育法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　附則第二条第一項の場合においては、前条の規定による改正後の社会教育法第十七条第一項及び第二十八条の規定は適用せず、前条の規定による改正前の社会教育法第十七条第一項及び第二十八条の規定は、なおその効力を有する。

（大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律の一部改正）

第十二条　大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「これらの委員」を「監査委員、教育委員会の教育長若しくは委員、公平委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員」に、「行なわれ」を「行われ」に改める。

第九条第二項中「教育委員会」、「、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五条第一項本文及び附則第八条」及び「、地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第八条」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　指定日から起算して四年を経過した日の前日までの間において任命される新村の教育委員会の教育長及び委員の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五条第一項本文の規定にかかわらず、二年とし、指定日から起算して四年を経過した日以後最初に任命される新村の教育委員会の委員の任期は、同項本文の規定にかかわらず、その定数が四人の場合にあつては、一人は四年、一人は三年、一人は二年、一人は一年とし、同法第三条ただし書の条例の定めるところによりその定数が五人以上の場合にあつては、次の各号に掲げる数（その数に一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。）に相当する人数について、それぞれ当該各号に定める年数とし、同条ただし書の条例の定めるところによりその定数が三人の場合にあつては、一人は四年、一人は三年、一人は二年とし、同条ただし書の条例の定めるところによりその定数が二人の場合にあつては、一人は四年、一人は二年とする。この場合において、各委員の任期は、当該新村の長が定める。

一　委員の定数に四分の一を乗じて得た数　四年

二　委員の定数から二を減じて得た数に四分の一を乗じて得た数　三年

三　委員の定数から一を減じて得た数に四分の一を乗じて得た数　二年

四　委員の定数から三を減じて得た数に四分の一を乗じて得た数　一年